

令和4年度 課の運営方針書

環境生活部 生活安全課

1 課の運営方針

【課の使命】

・安心安全に生活できる地域社会の実現に向けて、市民・関係機関・行政が連携し、交通安全の推進、犯罪の防止、犯罪被害者への支援等に取り組みます。
・市民の日常生活上の様々な相談や市に対する苦情等について適切に対応するとともに、消費生活等に係るトラブルを未然に防止するために、相談体制の強化や啓発に努めます。今年度は、市民相談センターに総合的相談窓口を設置し、犯罪被害者等に寄り添った支援体制を整備していきます。

【課の目標】

- ①「犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者やその家族が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、地域社会で被害者等を支えるまちづくりを進めます。今年度は、「犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、具体的な事業等について検討していきます。
- ②「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車等の適正利用及び放置防止を推進することにより、円滑な交通と防災活動の確保及びまちの景観等の向上を図り、安全で快適な市民生活の実現に寄与します。
- ③「交通教育センター」を交通安全教育の拠点施設として、子どもは勿論、高齢者や外国人に対する交通安全教育の充実や交通安全に関する知識の普及や技術の向上等を推進し、機能強化を図ります。
- ④相談体制の強化と各世代に対応した消費者教育の充実を図り、消費者被害の防止に努めます。令和4年度から成年年齢の引き下げが実施されることから、未成年者の消費者被害の未然防止・早期解決に向け、取り組んでいきます。

【行財政改革への取組み】

- 1 交通教育センターの管理・運営を行う会計年度任用職員の増により、施設利用者に対する交通安全意識の普及・啓発を一層進めます。また、より効率的で効果的な施設の管理・運営を行います。
- 2 消費生活事業は、dラーニングによる知識の習得やオンライン研修の受講による職員の専門的スキルの醸成に努めるとともに、webによる会議の出席等にも積極的に取り組みます。また、メールしゅうなんやホームページ等の積極的な活用により、迅速で効果的な周知啓発・情報提供を行います。

2 担当(係)の使命(果たす役割)

(生活安全担当) 安心安全に生活できる地域社会の実現に向けて、市民・関係機関・行政が連携し、交通安全の推進、犯罪の防止等に取り組みます。
(市民相談・消費生活センター担当) 市民の日常生活上の悩みや不安の解消について、相談窓口の紹介等、適切に対応するとともに、消費生活等に係るトラブルの未然防止のため、相談体制の強化や啓発に努めます。また、犯罪被害者等支援のため、「犯罪被害者等支援総合的相談窓口」を設置し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行います。

3 課の経営資源

(1) 課の体制

職員数	16人	うち	正職員	7人	・	会計年度任用職員	9人	人件費	正職員	50,085千円	会計年度任用職員	18,997千円
-----	-----	----	-----	----	---	----------	----	-----	-----	----------	----------	----------

※R2職員平均給与(7,155千円)ベース

※予算計上額

(2) 事業規模

歳入予算額	21,927千円	歳出予算額	46,024千円	(正職員人件費を除く)	担当予算事業数	11事業
-------	----------	-------	----------	-------------	---------	------

4 課の中期目標（優先順） 第2次周南市まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げられた基本施策を実現するための推進施策

目標	推進施策	実現したい成果（最終目標）
1	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 1 防犯運動・交通安全運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・警察や周南市交通安全対策推進協議会等と連携し、防犯パトロールや消費者被害拡大防止等の取組を実施します。 ・「交通事故0の日」の周知や高齢者等の交通事故防止に向けた取り組みを行うとともに、交通安全教育センターでの交通安全教育の実施を通じて、安心して生活できるまちづくりを推進します。
2	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 2 安心安全な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車事故の防止、盗難の防止、各施設で発生している放置自転車の防止に向けて、市民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。 ・自治会等のLED防犯灯及びカーブミラーの設置を支援することにより、市民生活の安全性の向上に努めます。
3	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 2 安心安全な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者やその家族が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、各機関や団体と連携し、地域社会で被害者等を支えるまちづくりを進めます。課内に「犯罪被害者等支援総合的対応窓口」を設置し、犯罪被害者等からの総合的な相談に対応します。
4	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 3 消費者安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑・高度化する相談に対応するため、消費生活相談員等の資質向上に努め、消費生活相談における助言やあっせん等を実施することにより、消費者被害を未然に防止します。 ・「周南市消費者見守りネットワーク協議会」を通じた活動により、高齢者・障害者等の消費生活を見守ります。